

○豊島区児童福祉審議会条例施行規則

令和 5 年 1 月 31 日

規則第14号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、豊島区児童福祉審議会条例（令和 4 年豊島区条例第41号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第 2 条 条例第 7 条に規定する部会の構成員は、委員及び臨時委員のうちから委員長が指名する。

2 部会長は、部会を招集し、当該部会の事務を統括し、当該部会の調査審議の経過及び結果を豊島区児童福祉審議会（以下「審議会」という。）に報告する。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議の公開)

第 3 条 審議会の会議は公開とする。ただし、委員長が公開することが適当でないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、部会の会議は、非公開とする。ただし、部会長が非公開とすることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(会議録)

第 4 条 委員長は、会議録を作成し、これを保存しなければならない。

2 会議録には、次の事項を記載するものとする。

(1) 審議会等の名称

(2) 開催日時及び場所

(3) 議題

(4) 出席者の氏名

(5) 審議経過

(6) その他必要な事項等

3 会議録は、これを公開する。ただし、豊島区行政情報公開条例（平成12年豊島区条例第 2 号）第 7 条各号に掲げる非公開情報に該当する事項については、会議録の全部又は一部を非公開とすることができる。

(除斥)

第5条 委員及び臨時委員は、審議会又は部会の調査審議等が、自己に直接の利害関係のある事項に関する場合には、その議事に加わることができない。ただし、審議会又は部会の同意があったときは、その会議に出席し、発言をすることができる。

(庶務)

第6条 条例第11条に規定する審議会の庶務は、子ども家庭部子ども若者課において処理する。ただし、部会の庶務は、その部会の調査審議に係る事項を所掌する課において処理する。

(委任)

第7条 この規則の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年2月1日から施行する。